

子育て世帯 臨時特例給付金

○対象

平成27年5月31日において次の要件を満たす人

- ・平成27年6月分の児童手当を受給している（特例給付受給者を除く）
- ・平成27年6月分の児童手当支給対象となる児童がいる
- ・平成26年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない

○支給額

3,000円（給付対象児童1人につき1回）

○申請方法・支給方法

該当者には、8月下旬以降に申請書を送付します。申請書に必要事項を記入、書類を添付のうえ、役場1階福祉課へ持参もしくは返信用封筒で送付してください。支給方法は指定した金融機関口座への振り込みです。

○公務員の人へ

5月31日現在で、函南町に住民登録している人が対象です。町からの通知はありませんが勤務先から申請書および児童手当（特例給付）受給状況証明書が配布されます。申請期間内に提出してください。



前回と異なる点

今回は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する人は「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の両方を受け取ることができます。その場合、両方の給付金の申請が必要になります。（両方の申請書を送付します）

問合せ／・福祉課給付金専用電話（979-8172）※8月20日（木）～
・厚生労働省給付金専用ダイヤル（0570-037-192）
・厚生労働省ホームページ（<http://www.2kyufu.jp/>）

詐欺に注意

「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」を装った“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

町や厚生労働省などが現金の振り込み、ATMの操作をお願いすることはありません。また、現時点で世帯構成や銀行口座などの個人情報を聞くこともありません。不審な電話、郵便が届いたら、最寄りの警察署または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金

対象者には8月下旬以降に申請書などを発送予定です。

9月1日～平成28年2月1日まで申請を受付

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、子育て世帯や所得の低い人たちへの影響を緩和するため給付金が支給されます。対象者には8月下旬以降に申請書を送付します。

○申請期間

9月1日（火）～平成28年2月1日（月）

○申請場所・時間

函南町役場 1階福祉課窓口（郵送の場合、締切日必着）

8時30分～17時

臨時福祉 給付金

○対象

平成27年1月1日において次の要件を満たす人

- ・住民基本台帳に記録されている
- ・平成27年度の町民税（均等割）が課税されていない（ご自身を扶養している人が課税されている場合や生活保護の被保護者となっている場合を除く）

○支給額

6,000円（給付対象者1人につき1回）

○申請方法・支給方法

該当者には、8月下旬以降に申請書を送付します。申請書に必要事項を記入、書類を添付のうえ、役場1階福祉課窓口へ持参もしくは返信用封筒で送付してください。支給方法は指定した金融機関口座への振り込みです。

○その他

配偶者からの暴力を理由に避難しているが、事情により平成27年1月1日時点で住民票を異動できていない人で一定の要件を満たす人は、申し出により給付申請を行うことができます。

